

2020 年度京都ボランティアバンク補助金募集要項

ボランティア活動継続支援補助金(すてっぷ)

(1) 目的

この補助事業は、京都ボランティアバンク補助事業の一環として行われ、京都府内各地で行われているボランティア活動の「継続」を支え、持続的な活動となることを支えるために、必要となる資金を援助するものです。

(2) 対象となる団体

補助金の交付を受けることができる団体は、京都府内で活動するボランティアグループで、下記の要件を全て満たすものとします。

(ア) 市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアバンク（センター）に登録しているボランティアグループでグループ設立から 6 年以上（2015 年 3 月 31 日以前に設立されたグループ）であること。

(イ) 過去 3 年間に京都ボランティアバンク補助金からの補助を受けていないこと。

※ただし、「スタートアップ支援補助金（ほっぷ）」または「あたらしい組み合わせをつくる～コラボ活動助成～」は除きます。

※京都ボランティアバンク補助金の他プログラムを重複して申請することは出来ません。

(3) 対象となる活動

下記の要件を全て満たすものとします。

(ア) ボランティア活動を「継続」するための後押しとなる活動であり、下記①②のいずれかに該当するもの。

①【活動への補助】	申請する活動を行うことにより、 <u>新たなボランティア活動者の参加や定着が期待できる</u> 、あるいは <u>既存の活動者の継続的な活動への意欲を高める</u> ことが出来る取り組み。
②【物品購入への補助】	活動を継続していくうえで必要不可欠な物品等の買い替えや修理、補充など。

※活動の拡大や新規事業に伴う物品の購入や事業費については、「ボランティア活動特別補助金（じゃんぷ）」を御活用ください。

(イ) 申請する活動について他の助成等を受けていないこと。

2020 年度に他の助成等を受けた活動については、補助対象外とします。

※現在、他の助成を申請中の活動については、「他の助成等を受けられなかった場合に助成対象とする」という条件を付して審査します。採択を受けた他の助成等を辞退し、本補助を受けることは出来ません。

(4) 補助額

1 グループあたり 5 万円を上限とし、京都ボランティアバンク基金の予算額ならびに申請内容を検討し決定します。

本補助金の補助総額（予算）は 150 万円とし、その中で補助額を検討します。

(5) 対象となる経費

(3) に記載の要件を満たす事業を実施するために必要な経費とします。

- ・「ボランティア活動継続支援補助金（すてっぷ）」では、活動の「継続」につながるグループメンバーの研修・学習費については対象とします。

※パソコンの購入価格については、1 台あたり 10 万円（税込）を上限とし、申請上限額は 5 万円となります。詳細は、別紙「ボランティアバンク補助金におけるパソコン購入の考え方について」をご参照ください。

※ボランティアグループのユニフォーム（Tシャツ、エプロン、ジャンパー等）を購入する場合は 1 人分の補助上限額は 2 千円とします。不足分は自主財源よりご捻出ください。

《対象とならない経費》

・ボランティアグループの経常的な運営経費

- ・申請のあった取組みの実施に直接関係のない経費
- ・グループメンバーの飲食費等の諸経費
- ・事業実施にかかる人件費

※ボランティアグループが日頃から行っている活動にかかる経費（消耗品費や材料費、交通費など）はグループの運営経費とみなされるため、本補助の対象になりません。

(6) 提出書類

補助金の申請にあたっては、所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、あやべボランティア総合センターを通じて申込みください。

物品購入および業者発注等が含まれる計画の場合は、必ず「見積書」及び「カタログ」を添付してください。

※申込み先

あやべボランティア総合センター

〒623-0021

綾部市本町二丁目 14 番地 あやべハートセンター内

電話 0773-40-1388 FAX 0773-40-1389

Email: office@ayabe-vc.net

HP: <http://www.ayabe-vc.net/>

(7) 購入物品の管理・使用について

本補助金を利用して購入した物品の管理は団体で行ってください。また、購入した物品はあくまで団体のものですので、私的利用はできません。

(8) 物品購入時の注意点

- ・ 物品の購入先について、個人売買（主に中古品を購入する際）は対象となりません。
- ・ 申請時に、見積書を提出いただきますが、特別な事情（売り切れ等）が発生し、見積書を提出している物品を購入できなくなった場合は、必ず市町村社協までご相談ください。ご相談無く、申請と異なる物品を購入した場合、返金を求める場合があります。

(9) 申込み締切 2020年6月5日（金）《必着》

(10) 審議 申請のあった事業について、京都ボランティアバンク運営委員の審議を経ます。

(11) 補助対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

(12) 補助金決定時期 審議の結果、適当と認められた事業・活動に対する補助金を
2020年8月末ごろ（予定）に交付します。

(13) 事業報告

補助金を受けたグループは、年度終了後 2 週間以内に、定められた様式により、活動および精算報告書を提出いただきます。なお、報告の際は領収書の添付をお願いします。